

カ テ エ ネ プ ラ ン for グリーンでんき

(東京エリア)

2026年12月 1 日 実施

中部電力ミライズ株式会社

本 則

1 適 用

- (1) この個別要綱のカテエネプランforグリーンでんき（東京エリア）は、当社が別途定める基本契約要綱（低圧・中部エリア以外）（以下「基本要綱」といいます。また、基本要綱が変更された場合は、変更後の基本要綱によります。）の従量電灯の適用範囲に該当し、契約容量が2キロボルトアンペア以上である需要で、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
- (2) 当社は、再生可能エネルギーから生じるCO₂排出量ゼロの価値（以下「環境価値」といいます。）を用いて当社が提供する電気のCO₂排出量を調整します。
- (3) 当社は、CO₂排出量の調整にあたり、当社が、相対取引によって、固定価格買取制度の対象とならない再生可能エネルギー電源から電気とあわせて調達した非化石証書を活用するものといたします。
- (4) この個別要綱は、基本要綱とあわせて適用いたします。

2 電源構成

- (1) 当社は、カテエネプランforグリーンでんき（東京エリア）の提供に先立ち、供給する電気の調達計画を策定し、電源種別ごとの構成比率の計画値を算定いたします。
- (2) 当社は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率の実績値を算定いたします。
- (3) 当社は、(1)および(2)で算定した電源種別ごとの構成比率の計画値および実績値を、原則として当社ウェブサイトに掲載することにより、毎年お客さまにお知らせいたします。

3 非化石証書の使用状況

- (1) 当社は、カテエネプランforグリーンでんき（東京エリア）の提供に先立ち、供給する電気に用いる環境価値について、再生可能エネルギー電源に由来する非化石証書の調達計画を策定し、非化石証書の使用状況の計画値を算定いたします。
- (2) 当社は、供給した電気に用いる環境価値について、非化石証書の使用状況の実績値を算定いたします。
- (3) 当社は、(1)および(2)で算定した非化石証書の使用状況の計画値および実績値を、原則として当社ウェブサイトに掲載することにより、毎年お客さまにお知らせいたします。

4 料 金

基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	373円72銭
---------------------	---------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	31円95銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	37円66銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	38円65銭

5 帳票発行手数料

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料を、お客さまに支払っていただきます。

なお、帳票発行手数料は、帳票発行の対象となる料金とあわせて支払っていただきます。

イ お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が請求書を発行した場合

ロ お客さまが、基本要綱24（料金その他の支払方法）(1)ハに該当し、当社が振込用紙を発行した場合

(2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。

イ (1)イの場合

1 料金の算定期間および1 契約につき	100円00銭
---------------------	---------

ロ (1)ロの場合

1 料金の算定期間および1 契約につき	220円00銭
---------------------	---------

6 カテエネプランforグリーンでんき（東京エリア）の提供中止

当社は、客観的に当社の責めに帰すべからざる事由（天災地変、戦争、法令の制定または改廃を含みますが、これらに限られません。）の発生により本契約の全部または一部の履行が困難となった場合は、その提供を中止する場合があります。なお、この場合には、当社は、対象となるお客さまに対し、カテエネプランforグリーンでんき（東京エリア）の提供を中止する日

を事前にお知らせいたします。また、当社は、これによりお客さまが受けた当社の責めに帰すべからざる損害について、賠償の責めを負いません。

7 そ の 他

- (1) 料金については、当面の間、原則として、基本要綱24（料金その他の支払方法）(1)ロに定める料金の支払方法により支払っていただきます。
- (2) 当社は、特別の事情がある場合を除き、基本要綱 1（適用）(1)の当社が電磁的方法により提供するサービスにより、基本要綱20（使用電力量の算定）(5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものいたします。
- (3) 当社は、基本要綱22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものいたします。
- (4) 当社は、販売委託先（当社の電力の販売について当社と販売委託契約等を締結した者をいいます。）と共同して提供するサービスのお申込みをいただいたお客さまについては、名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、使用電力量、料金その他の需給契約に係る事項ならびにお客さまおよび当該販売委託先のサービス契約に係る事項について、当該販売委託先に情報を提供することおよび当該販売委託先から情報の提供を受けることがあります。
- (5) その他の事項については、基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。

附 則

1 実 施 期 日

この個別要綱は、2026年12月 1 日から実施いたします。

2 この個別要綱の実施にともなう切替措置

この個別要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、基本要綱21（料金の算定）および22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものいたします。

別 表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）

- (1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{歴 日 数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{歴 日 数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。